

新しい働き方を考える

ジョブ型雇用の法的留意点

～ 職務給・職務限定合意と配置転換・解雇 ～

新型コロナウイルスの流行で、テレワーク、在宅勤務が広まると共に、新しい働き方が模索されています。経団連の中西会長が「1つの会社でキャリアを積んでいく日本型の雇用を見直すべき」と提言したこともご記憶にあるのではないのでしょうか。日立製作所、富士通、KDDIなど大手企業が「ジョブ型雇用」を導入するというニュースも報道されています。人に職務を割り当てるメンバーシップ型雇用から、職務に人を割り当てるジョブ型雇用へ移行すると、これまでとは異なる労務管理上の問題が発生します。導入にあたっては、メンバーシップ型雇用とジョブ型雇用のメリット・デメリットを正確に認識しておくことが肝要です。

そこで、今回は、アクシス法律事務所弁護士の金子 恭介 様にお話し、『ジョブ型雇用を導入した場合の法的留意点』について、ご講演いただくこととなりました。つきましては、有益なお話がお聞きできることと存じますので、是非多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

【主な内容】

1. 職務給を導入すると…
 - ・配置転換が制約される
 - ・同一労働同一賃金に影響がある
 - ・不利益変更の手続が必要となる
2. 職務限定合意を導入すると…
 - ・担当職務に関する能力がなかった場合に普通解雇できるのか？
 - ・担当職務がなくなった場合に整理解雇できるのか？
 - ・担当職務を行うことができない健康状態になった場合に休職期間満了退職となるのか？
3. 解雇の金銭解決
 - ・解雇の金銭解決はいつ導入されるのか？
 - ・解雇の金銭解決により解雇のハードルは下がるのか？

日時

2020年11月13日(金) 14:00～16:30

講師

アクシス法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏

開催形式

会場参加MAX30名、オンライン参加Max100名

会場

京都経済センター7F 7-CD会議室
 (京都下京区四条室町東入 京都商工会議所)

参加費

無 料

※申込要領は裏面をご覧ください

申込要領

◇問合せ先 京都経営者協会 事務局（担当：塚本）

TEL 075-205-5417 / E-mail / tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp

ホームページ / <https://www.kyotokeikyo.or.jp>

京都経協HP



◇申込にあたって

ホームページより、オンラインフォームでお申込みいただくか、下記申込書に受講の方のE-mailもご記入の上FAX（075-205-5077）にてお送りください。なお、オンライン受講の方へは、後日、メールにて受講のためのURL等をお送りいたします。また、オンラインフォームでお申込みの場合は、連絡窓口の方に代表して受講のためのURL等をお送りいたします。

※受講券は発行しておりません。

第一部会「2020年度第2回研究会」参加申込書

< 2020年11月13日(金) 於：京都経済センター7F 7-CD会議室 >

ご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。

貴社名			
連絡窓口 (連絡窓口の方も研究会にご参加の場合は、恐縮ですが下記にもご記入願います)	お名前		部署・役職
	TEL	() -	FAX () -
	〒		
	E-mail @		
所属・役職	参加者お名前(フリガナ)		受講方法
			オンライン・会場
メールアドレス：	@		
			オンライン・会場
メールアドレス	@		
			オンライン・会場
メールアドレス	@		

⇒ お申込先 FAX 075-205-5077 京都経営者協会 塚本宛